

愛知県立大学全学教務委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、教育支援センターに設置する全学教務委員会（以下「委員会」という。）について、教育支援センター規程第10条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 年間授業計画に関する事
 - (2) 時間割に関する事
 - (3) 教務データの利用・保護に関する事
 - (4) 視聴覚教育に関する事
 - (5) 学術交流協定大学留学生対象科目に関する事
 - (6) 学術交流協定大学留学生プログラムに関する事
 - (7) その他の必要な事項
- 2 各学部及び各研究科は、前項の事項に関して提案することができる。

(組 織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教育支援センター長
- (2) 教育支援センター副センター長
- (3) 教養教育センター長
- (4) 教養教育センター副センター長
- (5) 各学部（研究科を兼ねる。）の教務委員長
- (6) 第8条第1項各号に規定する小委員会の委員長
- (7) 教育支援センター長が指名した教員及び事務職員

(任期)

第4条 委員の任期は、その在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び議長)

第5条 委員会に委員長を置き、教育支援センター長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴取することができる。ただし、議決に加えることはできない。

(定足数及び議決方法)

第7条 委員会の定足数は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて、小委員会を置くことができる。

2 小委員会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会等の庶務は、学務課において担当する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会、小委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。